

沿岸広域振興局長告示第59号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山田町土地改良区（下閉伊郡山田町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成22年12月3日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 就任

理事

芳 賀 慶 一 下閉伊郡山田町荒川第5地割1番地

2 退任

理事

斉 藤 國三郎 下閉伊郡山田町荒川第8地割67番地